



納品書
(領収書)

毎度ありがとうございます
車の傷・へコミも当店におまかせ!!
株式会社 明星 米子SS
鳥取県西伯郡日吉津村富吉912-2
TEL:0859-37-1311 SS:64005

31年04月01日 07:45 ● レシートNo 19
上 稲田 寿久 様
0-64005-9401 0000 *
売上 現金

レギュラー	02000	* 3-1
45.93 ↓	2140.0	¥6430
(内ガソリン税	253.8	¥2471)

合計 ¥6,430.
(内消費税等 ¥476)
7086 預 ¥10,000 釣 ¥3,570

新車・中古車販売・自動車保険
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
またのご来店心よりお待ちしております
01 00078

401

納品書
(領収書)

毎度ありがとうございます
車の傷・へコミも当店におまかせ!!
株式会社 明星 米子SS
鳥取県西伯郡日吉津村富吉912-2
TEL:0859-37-1311 SS:64005

31年04月15日 07:47 ● レシートNo 236
上 稲田 寿久 様
0-64005-9401 0000 *
売上 現金

レギュラー	02000	* 3-1
54.44 ↓	2142.0	¥7730
(内ガソリン税	253.8	¥2929)

合計 ¥7,730.
(内消費税等 ¥573)
0361 預 ¥10,000 釣 ¥2,270

新車・中古車販売・自動車保険
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
またのご来店心よりお待ちしております
01 00948

402

領 収 証

稲田 寿久 様 No. _____

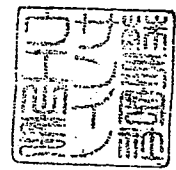
★ 50,000.-

但 4A分家賃

H 31 年 4 月 24 日 上記正に領収いたしました

収入印紙
取戻金額
消費税額等(%)

鳥取県米子市東福原6-1-30
株式会社 サンイノウエ
代表取締役 井上賢明



403

建物賃貸借契約書

賃貸人 (株)サンイノウエ (以下「甲」と) と、賃借人 稲田寿久 (以下「乙」と) は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約 (以下「本契約」) を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 甲はその所有する次の物件 (以下「本物件」) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示：名称 … (株)サンイノウエ

所在地 … 米子市東福原6-1-30(株)ジョモネット山陰皆生ステーション2階

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間 (以下「本契約期間」) は、平成31年4月1日より平成31年4月27日までの1カ月間とする。

(賃料)

第3条 賃料は1カ月金5万円とする。(電気、水道代を含む)

(賃料等の支払時期及びその方法)

第4条 賃料と諸費用 (以下「賃料等」) は、毎月25日までにその今月分を甲の指定する方法により甲に支払う。

(使用目的)

第5条 本物件の使用目的は事務所用とし、乙は他の目的で使用しない。

(使用規則)

第6条 乙は、本物件を次の各号に定める方法で使用する。

一 乙及び乙の関係者は、甲の定める本件建物使用管理に関する規則を遵守し、善良な管理者の注意をもって使用し、甲及び第三者に迷惑をかけることのないよう努める。

二 乙は、共同使用の秩序を守り、危険物、過重量物、衛生上有害な物、その他近隣より苦情の出る物品を持ち込むなど他人の迷惑になる行為をしてはならない。

2 乙は、次に掲げる事由に該当する場合は、甲及び甲の関係者の室内立ち入りを承諾する。

一 建物管理上必要がある場合又は緊急の場合

(禁止事項)

第7条 乙は次に掲げる事項をしてはならず、万一これに違反した場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 甲の承諾のない本物件の増改築、造作の変更等原状の変更
- 二 本物件の転賃又は賃借権の譲渡
- 三 本物件内における動物の飼育
- 四 その他近隣に著しく迷惑となる行為

(当然消滅)

第8条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、本契約は当然に消滅する。二号に該当する場合は、乙から本契約の解約申し入れをして退去したものとみなして処理することができるものとする。

- 一 本物件が火災その他の災害により通常の用に供することができなくなった場合
- 二 乙が甲に通知することなく長期間不在にした場合、若しくは乙が退去したと認められる場合

(損害賠償)

第9条 乙又は乙の使用人、訪問者その他の関係者の故意又は過失によって、本物件が汚染、毀損又は消滅した場合、又は甲の承諾なしに本物件の原状を変更した場合は、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 賃料の支払いを2カ月以上怠った場合
- 二 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合
- 三 他の債務につき、競売、破産の申立を受けた場合
- 四 乙振出の手形小切手が不渡処分を受けた場合
- 五 租税公課の滞納処分を受けた場合
- 六 その他本契約に違反した場合

(契約の中途解約)

第11条 乙は、本契約期間中といえども、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、本物件を使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合においては、本物件の賃貸借は、解約の申し入れの日から1カ月を経過することによって終了する。

(明渡し)

第12条 乙は、本物件の明渡しに際し、本物件内の自己の所有物等をすべて取去しなければならない。万一残置物がある場合、その所有権は放棄したものとす。

2 甲の承諾を得て本物件の原状を変更したものがあればすべてこれを原状に復した上で、甲の立会いのもと、本物件を明け渡す。

3 乙は、本契約期間の終了時に、本物件の明渡しをしない間は、その開始日より月割で賃料等相当額の損害金を支払う。

(造作買取)

第13条 乙は、本物件の明渡しに際し、造作などの買取請求をしない。

(立退料等)

第14条 乙は、本物件の明渡しに際し、立退料、移転料、引越費用その他いかなる名目においても、金銭上の請求をしない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

この契約を証するため、本契約書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人 (甲)

住所 鳥取県米子市東福原6-1-30

氏名 株式会社サンイノウエ

賃借人 (乙)

住所 米子市西福原、6a-2a-13940/

氏名 稲田 寿久

領 収 証 稲田 寿久 事務所. 様 No. _____

★ 4月分給料として
 但 3/年 4月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

収 入
 印 紙

柴田 憲範

404

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)	
口座振替番号	00170-4-903062
加入者名	NTTファイナンス株式会社
金額	4,562円
お客様番号	[REDACTED]
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 4月25日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 事務所 様
金融機関用収納連絡先	TEL 0120 874-569 1-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110009
備考	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)	

405

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)	
口座振替番号	00170-4-903062
加入者名	NTTファイナンス株式会社
金額	3,048円
お客様番号	[REDACTED]
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 4月25日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 事務所 様
金融機関用収納連絡先	TEL 0120 874-569 1-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110010
備考	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)	

406






通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)	
口座振替番号	00190-7-903064
加入者名	NTTファイナンス株式会社
金額	10,728円
お客様番号	[REDACTED]
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 5月 7日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 様
金融機関用収納連絡先	TEL 0120 874-569 1-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110008
備考	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)	

407

【様式】

雇用契約書

雇用者 稲田 寿久 及び被雇用者 柴田 憲範 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	平成31年 4月 1日 ~ 平成31年 4月27日
就業場所	米子市東福原6-1-30 ジョモネット山陰(株)皆生ステーション2階 稲田寿久議員事務所
仕事内容	(例1) 政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客、日程の調整) (例2) 政務活動に係る関係書類の作成事務
勤務日数	月21日勤務 (週 5日勤務)
就業時間 (休憩時間)	9時00分 から 15時30分まで (休憩時間は、12時00分から13時00分まで)
休日	土曜日、日曜日
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) 休日労働をさせることが (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)
給与(賃金)等	給料等:  支給手当: 
給与支払日	給与等: 毎月分を 25日までに支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
平成31年 3月29日	
雇用者	鳥取県議会議員 <u>稲田 寿久</u> 
被雇用者	住所  氏名 <u>柴田 憲範</u> 

領 収 書

19 年 4 月 度

45570

伝票No.

1

米子市東福原6-1-30				株式会社 ジョモネット山陰				TEL: 0859-33-5004				
稲田寿久事務所				鳥取県米子市昭和町38-1				FAX: 0859-33-1847				
御中												
得意先コード	地図コード	前回検針日	前回使用量	支払方法	地区	料金表	契約単価	消費形態	検針予定日	検針順路No.		
		19/3/8	60.9	集金	5	99	305.00	業務用	1日	100502799		
検針項目				請求項目				今回売上額の内訳				
検針日	年	月	日	前回請求額	45,063 円							
	1	9	4	売上額	0 円							
今回指針			m	消費税	0 円							
	2	1	7	ご入金額	45,063 円							
前回指針			m	差引金額	0 円							
	2	1	2	今回	15,037 円							
使用量			m	使用料金	1,203 円							
			4	消費税	1,203 円							
			9	合計請求額	16,240 円							
メーター交換までの使用量 mが含まれています。				振替日	年	月	日	振替金額				
				振替金額	円							
				領収金額	16,240 円							
										左記金額正に領収致しました。 領収 31 年 4 月 25 日		
										担当者		

408

領 収 証

H31 年 4 月 分

稲田寿久事務所

様

東福原6-1-30
毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金額
日本海新聞	1	2,260
(税込)		
合計金額		¥2,260*



4月25日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041

FAX 32-6051

409